

令和6年10月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和6年10月21日（月）13時34分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席4 山田 和男 委員 議席5 木幡 治 委員 議席6 林 和男 委員

議席7 志賀 睦 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

中野 守雄 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員 榎内 宏 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課主事（農業委員会事務局併任） 川崎 大輔

7. 開会

【中野事務局長】

ただ今から双葉町農業委員会令和6年10月定例総会を開催いたします。なお、お手元の次第の議案第3号は本日取り下げになりましたのでお知らせいたします。それでは会長からごあいさつをお願いします。

【澤上会長】

皆さん、こんにちは。本日は、遠いところお疲れ様です。何かとお忙しい中、10月定例総会に

ご出席いただきありがとうございます。

寒暖差が激しくなっておりますので、皆様体調にはお気をつけてお過ごしください。

前農業委員会長の××様が亡くなられたということでご冥福をお祈りいたします。

本日は、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請が2件、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請が1件ございます。皆さんにはいつも通り慎重に審議いただき、適切な結論を出していただきますようお願いしまして、ごあいさついたします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、先ほど山田委員より遅れる旨の連絡がありました。また、新川推進委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしくお願いします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年10月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【中野事務局長】

報告させていただきます。先月は定例総会がなかったということで、8月からの分を含めてのご報告となります。

8月19日、双葉町役場1階大会議室にて双葉町農業委員会令和6年8月定例総会を開催しており、農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名、中野、川崎が出席しております。

8月21日、いわき市の新舞子ハイツにて令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催され、澤上会長、林委員、井戸川委員、川崎が出席しております。

8月22日、福島市の中町ビルにて一般社団法人福島県農業会議第108回臨時総会が開催され、澤上会長が出席しております。

10月3日、福島市の摺上亭大鳥にて福島県女性農業委員会協議会第28回通常総会及び研修会が開催され、鵜沼委員が出席しております。

それから会務報告の資料へは記載が漏れてしまいましたが、農地転用許可申請に係る現地調査

を行っており、澤上会長、大森委員、農業振興課長補佐の大和田、川崎が出席しております。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第19条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

議事録署名人には1番・鶴沼委員、2番・井戸川委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画の変更申請があったので審議に付す。令和6年3月15日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、本農業委員会で令和6年2月20日の総会で許可相当の意見を付して、令和×年×月×日付け福島県指令相農林第××××号で農地転用許可を受け、その後令和×年×月×日付け福島県指令相農林第××××号により許可後の事業計画変更の承認を受けた案件であり、今回は事業計画の再変更になります。

××××××××が、双葉町大字××字××××番・××番・××番・××番の計4筆、地目は全て田、面積計××㎡について、双葉町特定帰還居住区域内の工事実施に伴う作業ヤード及び仮置き場として一時転用しているものですが、令和6年8月22日に、当工事中に使用していたダンプ車両が作業ヤード付近の陸前浜街道踏切の遮断桿を破損させる事故を起こしたため、原因の究明と再発防止のための資料作成をし、環境省から工事再開の許可が出るまでは作業ができないことから、一時転用の期間を令和6年9月14日から令和6年10月31日まで延長する変更申請となります。土地の利用計画等の変更はございません。また、前回の事業計画変更申請が承認された時点では令和6年9月2日までを工事期間として設定していたところ、令和6年10月28日まで延長としております。一時転用の期間としては、原形復旧に要する期間を勘案して、10月31

日まで延長したいとしています。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

踏切は北小の下の踏切ですか？

【中野事務局長】

陸前浜街道踏切なので農協さんの前の踏切になります。

××××さんの下請けなのか詳しいことは分かりませんが、そのダンプが遮断桿を破損させ、そのまま通過してしまったということで、議会でも取り上げられ、真相を究明するまではそこを通らないようにと環境省から指示があったとのことです。

【澤上会長】

これは常磐線の運行に支障はなかったのですか？

【中野事務局長】

それはなかったと伺っております。

【澤上会長】

皆さんの方から何かございますか。

【井戸川委員】

工事期間は10月28日までということでよろしいのですか。

【中野事務局長】

はい。ただ、現場を見てきましたが、復旧の方はほぼ終わっているように見受けられました。

【井戸川委員】

この場所は×××の保全管理をしているところでもあり、組合長から転用のことについて聞かれた場合は、復旧まで終わっているという回答をしてもよろしいでしょうか。

【中野事務局長】

まだ完了報告が提出されていないため、変更承認をいただいた後、工事完了報告を受理した段階で完了ということになります。

【井戸川委員】

分かりました。ここはぬかるんでいてトラクターでの走行も危険なところになりますから、保全管理もするかは分かりませんが。

【志賀会長職務代理者】

本申請は変更前の申請期間を過ぎていると思いますが、大丈夫ですか。

【中野事務局長】

事務局としてもその点は悩みましたが県にも相談し、臨時総会を開催してまで審議が必要ではないとの判断をしたため、今回の10月定例総会の議案として出させていただいております。

【澤上会長】

他にございますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、計画変更について承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして日程第2、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画の変更申請があったので審議に付す。令和6年8月21日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、令和×年×月×日付け福島県指令相農林第××号で農地転用許可を受けた案件の事業計画を変更するものでございます。

×××××が、双葉町大字××字××番×、地目は畑、面積計××××㎡について、太陽光発電施設として農地転用しているものですが、工事完了報告の提出があり事務局で現地を確認したところ、電柱、パワーコンディショナーの位置、フェンスの設置状況が計画と異なっていたため、事業計画変更申請書の提出を求めたものでございます。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件については、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

申請地は双葉中学校の西側にございます。特に大きな変更はなく、防草シートによる草対策もしっかりしていて問題はなかったかなと感じました。変更箇所は電柱の位置とフェンスの設置状況が計画図と異なっておりましたが、そこまで問題はないと思います。

【中野事務局長】

補足をさせていただきます。事務局としても、この程度の軽微な変更で事業計画変更申請まで出させる必要があるのかという話もありましたが、許可条件で計画のとおり施工することが条件となっておりまして、さらに連結に関する手続きは申請の1年前ごろには終わっていることが多いため、設置する際に変更が生じるというのは準備不足ではないかという考えのもと、こういった変更を今後なくすという意味も込めて現在厳しく指導させていただいているところでございます。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【木幡委員】

電柱の位置は入口の近くで出入りの支障になるから変更したのですか。

【大森委員】

配線の関係だと思います。

【中野事務局長】

許可条件で計画のとおり施工することが条件になっております。1年前ほどから系統連系の申し込みがされていることが多い中で今回のように変更があるというのは準備不足ではないかといった観点から指導させていただいているところでございます。

【中野推進委員】

この変更に関して指摘したのは役場さんですか。通常であれば途中で変更になった場合は業者の方から話をしてこないといけないと思います。そのあたりの指導を役場の方からお願いいたします。そうでないと双葉町は緩いと思われることになります。

【中野事務局長】

事業者からは双葉町はかなり厳しいと言われております。今回の電柱の位置の変更等も、現場合わせなのでほかの自治体では問題なしとしているところもあると伺っております。ただ、以前に双葉町で太陽光発電目的で農地転用の許可を受けた案件で、事業計画と大きく異なっていたという事案がございました。こういったことがないように現在厳しく指導をさせていただいております。

【澤上会長】

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、計画変更について承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第3号が取り下げとなりましたので議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。令和6年10月21日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字××の農地に地上権を設定し、農地転用を行うものです。

被設定人は、××県××市×××××丁目××番地×／×××× 代表取締役 ××××、設定人は、双葉町大字××字××××番地／××××氏です。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××市に本社があります××××××××がデベロッパーとなっており、地権者と太陽光発電事業者を仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字××××番、双葉町大字××字××××番×の2筆、地目は畑で、面積は合計で××××㎡。都市計画法上は準工業地域として用途地域が指定された区域になります。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由については、被設定人(事業者)は建設業やインターネットを利用した販売業など、多方面において事業を展開してきたが、昨今のSDGsの活動の一環として再生可能エネルギー事業を展開したいと思

い、太陽光発電事業用の用地を探していたところ、××××××××を通じ、当該地の借受けが可能になったことから、本事業を通じて荒廃農地の活用と脱炭素の一助になりたいと考えているとしております。(3) 事業の操業期間は許可の日から30年間、(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、長方形の太陽光パネルを168枚組み合わせて設置するとしており架台も含めた占有面積は××××㎡としております。工事の期間は、許可日の翌日から令和7年3月31日までとしています。168枚のパネルを組み合わせて野立てで設置し、発電した電気は、敷地の上隅に設置する電柱から、敷地外の既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。この土地は、台地状になっており、図面で法面となっている箇所は斜面になっています。計画では、法面は避けて、台地の平坦な部分をフェンスで囲い、その中に太陽光パネルを配置することとしています。

4の権利の設定・移転については、30年間の地上権を設定するとしています。

5の資金計画については、用地費として土地の賃料××万円、建築費××××万円の計××××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

また洪水対策として高タイプの架台を採用しており、パネルの最低ラインが2メートル、パワコンの位置は地上1メートルに設置するとしております。また、パワコンや集電箱へつながるケーブルは防水のFEP管で保護して配線をするとしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書、××××××××の履歴事項全部証明書、定款がございます。××××××××の資金状況を確認するものとして、預金通帳の写しを添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系申込書を添付していますが、これについては、デベロッパーの××××××××が先行して系統連系承諾書を取得しており、現在、事業者を××××に変更するための手続きをしていることです。

また、太陽光発電設備の機器に関する資料を添付しています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件については、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

場所は××××にあります。こういった効率的な農業利用が困難な土地を利用して太陽光発電事業に活用するということは、私個人としては賛成ではございます。ただ、西側の河川敷に桜の木があり、日当たりを阻害する可能性があると感じました。桜の木を切ってしまうということがないようにしないといけないと思います。

【志賀会長職務代理者】

今回の申請地は河川敷に接していて、進入通路へは河川側から入ってくる計画になっていますが、河川管理者の了解は必要ないのでしょうか。

【中野事務局長】

事業者の方で県の富岡土木事務所の方に確認を取っており、届出等は必要のない旨を確認いただいております。また事務局の方でも確認しております。

【澤上会長】

他にご質問のある方はいますか。

【井戸川委員】

先ほど桜の木の話が出ましたが、しっかり指導しないと絶対伐採すると思います。

【志賀会長職務代理者】

桜の木は管理は町でしていますが、井戸川さんが言うように町から指導が必要だと思います。

【中野事務局長】

今ほどお話がありましたが、桜の管理につきましては双葉町農業振興課で管理しております。場所の選定は事業者がしており、計画段階ですでに桜の木はあったわけですので、それで後々切らせてほしいというのは調査不足ということになります。そういった話が出た場合はお断りいた

します。

【澤上会長】

ひとつ気になる点がありまして、太陽光発電設備設置における排水は出ない。雨等による雨量に関しても設置前と設置後で変わらず、自然浸透とするとありますが、太陽光パネルの周りって排水設備は整備しなくてよいのですか。

【中野事務局長】

はい。

【澤上会長】

太陽光パネルの周りは自然浸透せず周りにあふれているイメージがありますが。
他に皆さまの方からご質問等ございますか。

【中野推進委員】

今会長がおっしゃいましたが、水対策に関しては現状ではそこまでの規制はないと思います。
小さい排水路でも設ければしっかり流れていくとは思いますが、そこまでの規制は今のところないと思います。

【澤上会長】

今回のようにそこまで広大ではない土地であれば良いでしょうけど、もっと大きな土地でとなると問題になる気がします。

【中野推進委員】

実際に山崩れとか発生していますからね。そういった問題が発生してから大事になりその後法整備されていくという流れになるでしょうね。

【中野事務局長】

今回は畑で野立てなのでそのまま浸透していくと思います。これがアスファルトであれば排水対策をしていく必要がでてきます。

【志賀会長職務代理者】

水路にも接していますので、表面の土が水路に流れ落ちるということはあると思います。土嚢か何かを積むような対策をする必要があると思います。

【井戸川委員】

用排水路はもう埋まってしまっていますよね。長年使っていないでしょうから。

【澤上会長】

ただ、営農再開していくとなるとその水路を使っていけないといけないですからね。

【高玉推進委員】

この水路は中野地区につながっている水路ですけど、震災前までは毎年2回くらい人足をしていました。震災後は分からないですが。

【澤上会長】

営農再開するとなれば、下長塚もこの水路使いますよね？

【志賀会長職務代理者】

下長塚は下条用水を使用することになり、この中浜堰は廃止になりました。

下長塚では下条堰から持ってくる水を使います。

【高玉推進委員】

××××の前の方から下条墓地の前を通り厚生病院の東側を通って観音堂とか三ノ宮へ通って中野の方へ行くようになっている。ただ中野はもう田んぼがほぼないですけども。

【志賀会長職務代理者】

両竹は体育館の前の堰で持っていく。ただ、現在門扉が閉じているのであの中がどうなっているのかは現時点では分かりません。

【澤上会長】

水路も今ごちゃごちゃして分かりづらいのでいずれ改良してきれいにしていけないといけないですね。

【志賀会長職務代理者】

国や請戸川土地改良区にも受益地の観点から、ここを越えて持ってきても良いとか持ってきてはいけないとかいろいろ考えがあるらしいので、一度しっかり水路に関して話す必要があると思います。受益も変わってきているはずなので。

【澤上会長】

前田川は今何の工事をしているのですか。

【中野事務局長】

前田川は土砂の撤去をしております。洪水ですぐ水位が上がってしまうので、それを防ぐためにその土砂を取っていると聞いています。

【澤上会長】

その他質疑・ご意見ありませんか。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請については、許可することが適当との意見書を付して県に送付することにご異議ございませんか。

(異議なし)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第4号は許可することが適当との意見書を付して県に送付することに決定いたしました。本日の議案審議は以上になります。

(14時23分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長澤上 榮.....⑩

議事録署名人鵜沼 久江.....⑩

議事録署名人井戸川 弘幸.....⑩